

平成23年8月

被保険者各位

〒113-8566  
東京都文京区湯島3丁目15番4号  
東京都電機健康保険組合  
業務部 業務二課  
Tel:03-3834-7214

## 健康保険限度額適用認定証のご返却のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成22年9月1日以降に交付いたしました健康保険限度額適用認定証（以下、「認定証」）につきましては、今月末日をもって有効期限に達しますので、9月に入りましたら当組合にご返却くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、9月1日以降も引続き入院される場合は、認定証のご返却とともに、当組合業務部業務二課まで健康保険限度額適用認定申請書に必要事項をご記入のうえご送付いただき、交付を受けられる必要があります。

（申請書は、当組合ホームページよりプリントアウトすることが可能です。）

### ※注意事項※

- ・ 交付済みの認定証のご返却が当組合で確認できない場合、今後新しい認定証を交付することができません。
- ・ 認定証を紛失されている場合、同封の「限度額適用認定証滅失届」にご記入・押印のうえ、当組合までご返信ください。
- ・ 資格を喪失されている方も恐れ入りますが、至急ご返却願います。

ご不明な点がございましたら、業務部業務二課（03-3834-7214）までお問合せください。

また、今回のお知らせは交付済みの認定証のご返却が当組合で確認できていない被保険者様にご郵送させて頂いておりますが、行き違い等がございましたら、ご容赦頂きますようお願い申し上げます。

同封書類

- 1.本紙
- 2.限度額適用認定証滅失届
- 3.返信用封筒

平成23年8月

## 【限度額適用認定証をお使いの方・これから申請される方へ】

現在発行されている健康保険限度額適用認定証の有効期限は、平成23年8月31日ですので、9月に入りましたら当組合にご返却ください。また、9月以降も必要な方は、改めて交付の申請が必要となります。

(申請書は、当組合ホームページよりプリントアウトすることが可能です。)

「健康保険限度額適用認定証」とは？

入院時にこの証を提示すると、医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は所得区分によって異なります。詳しくは、当組合ホームページの「自己負担が高額になったとき」をご覧ください。